

横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例制定に係る方針について

1. 制定の方針

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正に際し、横須賀市（以下「本市」という。）は、次の方針により、「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」（以下「施行条例」という。）を制定するものとします。

- ・社会的要請に応じ、個人情報の保護とその活用又はデータ流通との両立を図ります。
- ・改正後の法（以下単に「法」という。）の施行後は、法に規定がある事項は、法に基づき個人情報を取扱うものとします。その施行に際し、本市が必要と考える保護水準を担保するために、法が許容する範囲でなお特別に規定する必要がある事項に限り、施行条例に規定することとします。

また、特別に規定する必要がある事項は最小限度とし、特に個人情報の保護やデータ流通に直接影響を与え、他自治体との間に差異が生じるような事項の横出し、上乗せは行わないものとします。

2. 理由等

①前提となる本市の考え方

多様化・複雑化する地域課題や社会的課題に対し、今後、民間によるデータ活用・分析や他自治体とのデータ連携を行うこと等により、市民一人一人に寄り添った適切な政策決定やサービスの提供を行い、課題を解決することが、全国的に活発化することが考えられます。

また、本市もそういった方針を基本計画や実施計画を通じて表明しています。一例として、次のような記述があります。

（横須賀再興プラン（横須賀市実施計画）基本姿勢3）

行政が保有するデータを公開し、透明性を確保するとともに、データの横断的な利活用により、これまで見つからなかった課題や市民ニーズの発見につながることを期待できる。

市が保有する行政データを積極的に公開し、誰もが自由に利用や加工ができる環境を整えます。

また、データ活用にあたり民間事業者等との連携を深め、新しいアイデアやビジネスの創出を促します。

以上のような背景の中で、分析の実施や、民間においてデータを取り扱うに当たっては、全国規模のデータ比較や、事業者における全国規模のノウハウを活用することが必要となってくるのが考えられます。また、他自治体とのデータの連携を行うにも、双方の水準が同等であることが必要となってきます。

この際に、仮に条例に独自の規定を多く盛り込むことで、他自治体とのデータの取り扱い水準に差異が生じるような場合、本市のみが取り残され、課題解決が困難となっていくことが懸念されます。従いまして法の基準に沿い、他自治体と同様の水準により個人情報の取り扱いを行っていくことが、市民の利益につながるものと考えます。

②個人情報保護の水準が直ちに著しく後退するものではないこと

法による保護の規定は、地方自治体の条例が先んじていたものを参考とした経緯もあり、概ね現行条例と共通した構成となっています。一部の事項において、国と地方の扱う事務の対象や実務の違いから、例示や期限の規定に差異の生じる事項が見受けられますが、法に許容される範囲での施行条例への規定、下位の規則等による規定により、大半が補えるものと考えます。

一方、現行条例と差異が生じる部分については、そもそも条例による規定が禁じられる事項が多く、また、各自治体での自律的判断を求められるものも見受けられるため、今後委員会より示される法解釈や、市の規則、要綱、要領その他内規等による運用基準によって対応していくこととなります。

③今後の法改正への対応性を確保すること

デジタル化の進展や国際的制度調和に伴い、今後も3年程度の短いスパンで随時法改正がなされます。その度に、各自治体の条例は、法との整合性が求められることとなります。

については、施行条例において、法に規定された事項を重複規定したり、多くの独自規定を設けたりするのではなく、法が許容する範囲でなお特別に規定する必要がある事項に限り規定することにより、法改正への対応を迅速正確に行うことを重視したいと考えています。

3. 個人情報の保護面での本市の考え方

2の②でも述べたとおり、条例に規定することが禁じられる項目があり、条例ベースにおいては本市独自のきめ細やかな対応を示すことが困難となりました。法のガイドラインには、以下のような記載があります。

個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。

ただし、単なる内部の手續に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられる。

また、法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした令和 3 年改正法の趣旨に照らし、許容されない。

しかしながら、法が許容する範囲において、本市の保護水準が低下しないよう、運用としてのきめ細やかな対応は今後も必要と考えます。

また、オンライン結合のように、条例による特別の制限が禁じられる一方、安全管理措置の一環として適切な措置を行うことが想定されている事項もあり、安全管理措置の運用が重要性を増すこととなります。

については、委員会等を通じた情報の収集を行いながら、規則、要綱、要領、その他内規等の整備により、所要の措置を講じていくこととし、その整備に際しては、審議会の意見を伺いながら、引き続き積極的に個人情報の適切な保護を図ります。

4. 当審議会の役割について

改正後の法においては、地方公共団体の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときは、審議会への諮問が可能とされています。

一方、個別事案につき、典型的に審議会への諮問を要件としてはならないとされました。

また、3で述べたとおり、今後、法に基づき個人情報を取扱うに当たっては、安全管理措置が非常に重要となってきます。

以上を踏まえ、本市において施行条例に設置を規定する審議会は次のような事項につき諮問に応じ調査審議する役割を担うものと考えます。

- ・ 施行条例の改廃に関すること
- ・ 安全管理措置の基準に関すること
- ・ 市の機関における個人情報の取り扱いに関する運用上の細則に関すること
- ・ 法又は施行条例の施行に係る重要事項に関すること

個別事案の審議が行えなくなることから、当審議会は、運用基準等についてご意見を伺う形へと役割が転じるものと考えます。これにより、審議の頻度等も異なって参ります。しかしながら、法が各自治体に個人情報の取扱いの自律的な判断を求める規定をしていることから、運用基準等について第三者の視点でご意見をいただくことは、今後一層重要になるものと認識しています。